

(1) 通所介護の利用料

【基本部分：通所介護費（通常規模型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費			
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金※(注2)参照		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,680円	368円	736円	1,104円
	要介護2	4,210円	421円	842円	1,263円
	要介護3	4,770円	477円	954円	1,431円
	要介護4	5,300円	530円	1,060円	1,590円
	要介護5	5,850円	585円	1,170円	1,755円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,860円	386円	772円	1,158円
	要介護2	4,420円	442円	884円	1,326円
	要介護3	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	要介護4	5,570円	557円	1,114円	1,671円
	要介護5	6,140円	614円	1,228円	1,842円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,670円	567円	1,134円	1,701円
	要介護2	6,700円	670円	1,340円	2,010円
	要介護3	7,730円	773円	1,546円	2,319円
	要介護4	8,760円	876円	1,752円	2,628円
	要介護5	9,790円	979円	1,958円	2,937円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,810円	581円	1,162円	1,743円
	要介護2	6,860円	686円	1,372円	2,058円
	要介護3	7,920円	792円	1,584円	2,376円
	要介護4	8,970円	897円	1,794円	2,691円
	要介護5	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	要介護2	7,730円	773円	1,546円	2,319円
	要介護3	8,960円	896円	1,792円	2,688円
	要介護4	10,180円	1,018円	2,036円	3,054円
	要介護5	11,420円	1,142円	2,284円	3,426円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 令和3年9月末まで、新型コロナウイルス感染症への対応により、基本報酬に対して0.1%が加算されます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担		
			1割	2割	3割
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合（1日につき）	400円	40円	80円	120円
認知症加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合（1日につき）	600円	60円	120円	180円
サービス提供体制強化加算（I）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※（注3） （1回につき）	220円	22円	44円	66円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注3）	1月の基本利用料 （基本部分＋延長加算） の5%	左記額の1割から3割		
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）	1月の基本利用料 （基本部分＋各種加算減算） の5.9%	左記額の1割から3割		
介護職員等特定処遇改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）	1月の基本利用料 （基本部分＋各種加算減算） の1.2%	左記額の1割から3割		
介護職員等ベースアップ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）	1月の基本利用料 （基本部分＋各種加算減算） の1.1%	左記額の1割から3割		

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額		
		1割	2割	3割
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合 （片道につき）	47円	94円	141円

(2) 第1号通所事業（総合事業デイサービス）の利用料

【基本部分：第1号事業支給費】

第1号事業支給費[第1号通所事業（総合事業デイサービス）]（1月につき）						
区分			基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金		
				1割	2割	3割
※（注2）参照						
通所型サービス費1	事業対象者 要支援1	週1回程度 のサービス	16,720円	1,672円	3,344円	5,016円
通所型サービス費2	要支援2	週2回程度 のサービス	34,280円	3,428円	6,856円	10,284円

（注1）上記の基本利用料は、高梁市が定める額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

（注3）令和3年9月末まで、新型コロナウイルス感染症への対応により、基本報酬に対して0.1%が加算されます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額			
			基本利用料	利用者負担金		
			1割	2割	3割	
生活機能向上 グループ活動 加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合（1月につき） ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。		1,000円	100円	200円	300円
サービス提供体制 強化加算I	当該加算の体制・人材要件を満たす場合※（注3） （1月につき）	事業対象者 要支援1	880円	88円	176円	264円
		要支援2	1,760円	176円	352円	528円
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域等において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注3）		1月の基本利用料 （基本部分＋ 延長加算） の5%	左記額の1割から3割		
介護職員 処遇改善加算I	当該加算の算定要件を満たす場合※ （注3）		1月の基本利用料 （基本部分＋ 各種加算減算）の 5.9%	左記額の1割から3割		
介護職員等特定 処遇改善加算	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）		1月の基本利用料 （基本部分＋ 各種加算減算）の 1.2%	左記額の1割から3割		
介護職員等ベ ースアップ等支 援加算	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3）		1月の基本利用料 （基本部分＋ 各種加算減算）の 1.1%	左記額の1割から3割		

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。